別記様式第三の七

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 08 年 11 月 19 日

静　岡　県　公　安　委　員　会



弁明通知書番号
49-101-261016-315991
49-111-261018-304967
49-113-261020-318378
49-127-261014-040397
49-127-261020-319197

弁明通知書番号
49-106-261020-317550
49-113-261020-311731
49-113-261020-318398
49-127-261020-035882
49-133-261007-303547